

# 主催・共催・協賛・後援に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会（以下「本会」という。）が催行する事業を、主催する事業と共催する事業並びに協賛する事業及び後援する事業として区別し、各事業への参画の手続きと報告等を明文化することを目的とする。

## (定義)

第2条 主催、共催、協賛、後援（「共催、協賛、後援」を以下「後援等」という）の定義を以下のとおりとする。

- (1) 主催 主催とは本会が中心となり催行する事業をいう。
- (2) 共催 共催とは本会及び他団体と共同で催行する事業であって、互いに労務及び資財を提供するものをいう。
- (3) 協賛 協賛とは他団体が催行する事業であって、その趣旨に賛同し、事業に係る経費の一部に対し本会の資財を提供するものをいう。
- (4) 後援 後援とは他団体が催行する事業であって、その趣旨に賛同し、労務及び資財の提供を伴わないものをいう。

## (名義)

第3条 主催、後援等の名義は、一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会とする。

## (適用)

第4条 対象となる事業の目的及び内容が本会の定款第3条及び第4条に合致することを条件に、個別に判断する。

## (後援等可能な団体等の事業)

第5条 本会が後援等を行う、または後援等を受ける事業は、次のいずれかに該当すること。

- (1) 本会が計画する事業
- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人が計画する事業
- (3) 公益法人等の非営利法人が計画する事業
- (4) 理事会にて承認を得た事業

**(後援等の申請)**

第6条 後援等を希望する団体等は当該の申請書を、当該事業開催予定日の3か月前までに本会へ提出しなければならない。

**(後援等の承認および承認の取り消し)**

第7条 後援等を希望する団体等は理事会の議決を経て、承認を得なければならない。

2 前項により承認された事業が定期的に継続する申請があった場合には、理事会の承認を省略できる。

3 前項により承認を省略された事項は理事会の議決により取り消すことができる。

**(事業の広報)**

第8条 後援等の広報は承認後に実施すること。また、広報にあたってはその団体名および主催、後援等の種別を明示すること。

**(事業の報告)**

第9条 共催、協賛により本会資財の提供を受けた団体等は、当該事業終了後速やかに、収支決算書を含む事業報告を文書にて提出しなければならない。

**(規程の改廃)**

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

**附則**

本規程は令和2年12月1日より施行する。